

## 第7回 新潟地方最低賃金審議会

日 時：令和4年3月9日（水）

会 場：新潟美咲合同庁舎2号館  
4階共用会議室A

（事務局）

ただいまから第7回新潟地方最低賃金審議会を開会いたします。

まず、定足数についてご報告いたします。本日は、使用者側代表の石坂委員が所用により欠席されておりますが、最低賃金審議会令第5条第2項により、本審議会は成立しております。

なお、本日の審議会は公開となっております。

それでは、審議に入りたいと思います。以降の議事進行については、永井会長にお願いいたします。

（会 長）

それでは、議題（1）「特定最低賃金改正等の意向表明について」に入ります。まず、事務局より説明をお願いいたします。

（室 長）

賃金室長の井上です。よろしくお願いいたします。

議題（1）「特定最低賃金改正等の意向表明について」でございます。特定最低賃金の改正等の意向表明について、新潟県におきましては、電子部品製造業、各種商品小売業、自動車小売業の3業種につきまして、特定最低賃金が定められております。その改正等に係る申出の意向につきましては、おおむね前年度末に最低賃金審議会の場において、労使双方で確認するものとなっております。

お手元の資料 1をご覧ください。ここで、本年も2月18日、25日と3業種の特定最低賃金についてそれぞれ関係労働組合から意向表明がありましたことをご報告いたします。

次に、意向表明のありました産業の適用労働者数について御説明いたします。資料 2をご覧ください。改正の申出の意向表明のありました業種の適用労働者数になります。これは、平成28年の総務省経済センサス活動調査の結果等に基づき推計したものとなっております。まず、電子部品等製造業についてですが、産業に従事する労働者は2万6,278人で、除外労働者を除いた適用労働者は1万9,711人となります。参考まで、除外については6,567人となります。

次に、各商品小売業につきましては、従事労働者は7,153人、適用労働者は6,163人。参考まで、適用除外は990人ということです。自動車小売業につきましては、従事労働者は6,715人、適用労働者は6,382人となっております。適用除外については333人ということになります。

適用労働者数については以上でございます。

(会長)

ありがとうございました。

それでは、ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質問があればお願いいたします。いかがでしょうか。

それでは、そのような意向表明があったということで、これについての議論は来年度に行うということになります。

次の議題に入ります。議題(2)「その他」です。事務局から報告をお願いいたします。

(室長)

「その他」であります。3点説明させていただきます。1点目は、前回12月24日の第6回の最低賃金審議会において、特定最低賃金のあり方について、公正競争になるかと思われませんが、検討しなければいけないという意見が出ましたので、会長から後ほどよろしくお話ししたいと思います。

2点目は、資料3「最低賃金に関する労働組合からの要請」で、これは補佐から説明をお願いいたします。

3点目は、資料4「令和3年度各種最低賃金周知広報実施状況」について、指導官からお願いします。

まず2点目、3点目から先に説明させていただきます。

(室長補佐)

室長補佐の田中です。資料3について、ご説明させていただきます。

資料3については、最低賃金に関する労働組合からの要請の抜粋をつけさせていただいています。例年2月から3月にかけて労働団体から労働局に対し労働行政に関する要請が行われます。つきましては、この要請項目の中から最低賃金に関する要請内容を抜粋したものといたします。要請の中では、地方最低賃金審議会にも伝えていただきたいとされていることから、資料として作成させていただきました。また、連合新潟からは、昨日3月8日に要請が行われておりますが、連合新潟推薦の委員がおられますので、資料の作成につきましては割愛させていただきました。よろしくお願いいたします。

(地方賃金指導官)

引き続き、私、赤塚から資料 4 についてご説明いたします。県・市町村、商工会議所・商工会、労働団体や経営者団体に対して、ポスターやパンフレット・リーフレットの配布、掲示依頼を行い、また、県・市町村、商工会議所・商工会、労働団体や経営団体が発行する広報誌への改定最低賃金額の掲載依頼を行う等により、広報活動を取り組んできました。この他にポスターデザインコンテストを実施するとともに、新潟労働局ホームページにもポスターデータやポスターデザインコンテストの応募作品の全作品を掲示して、周知広報活動を実施してきました。詳細は、お手元の資料のとおりとなりますので、ご確認願います。

(会 長)

ただいまのその他の報告ですけれども、ご質問、ご意見はございますか。

よろしいでしょうか。それでは、本日の議題は以上でございます。議事録の署名人を指名させていただきます。労働者側からは桑原委員、使用者側からは徳武委員を指名させていただきます。

(事務局)

会長すみません。「特定最低賃金のあり方について」をお願いしたいのですが。

(会 長)

特定最低賃金のあり方についてですね。事務局の報告だけでは。

(事務局)

いいえ、会長の方からお願いするということで説明させていただいていますが。

(会 長)

進め方が十分ではなく申し訳ございません。特定最低賃金のあり方につきましては、令和 2 年度くらいから議論を重ねてきているところでございます。さまざまな議論を行った末に、各種商品小売業については今までの様な扱いはしなかったという話が昨年ありましたけれども、今年、再び意向表明は出てきております。昨年、それぞれの部分で議論は進めてきたと思いますけれども、やはり最終的に労使で合意していく上では、それぞれの根拠資料なども示しながら、労使のイニシアチブで合意できることを目指していくことになると思います。今日は実質的なその審議は行いませんけれども、来年度に向けてそういった準備を進めていただければいいかと思います。よろしく願いいたします。

それでは、以上で終了となります。議事録署名人につきましては、先ほど申し上げたとおり、労働者側からは桑原委員、使用者側からは徳武委員を指名させていただきます。

それでは、議事を事務局へお返しいたします。

(事務局)

永井会長、ありがとうございました。令和 3 年度の新潟地方最低賃金審議会は本日が本年度最後となります。

それでは、岩瀬局長よりお礼のごあいさつをさせていただきます。

(局長)

本年度最後となります最低賃金審議会、年度末の大変お忙しい中にもかかわらず、ご出席いただき、またご審議いただきまして、お礼申し上げる次第でございます。ありがとうございます。本年度は新型コロナウイルス感染症の拡大が収まらない中で、雇用、労働への影響がございました。そういった中で慎重なご審議をいただいたところでございます。ありがとうございました。私ども事務局では、審議が円滑に進みますように、役立ちますようにということで、いろいろと努力してきたところでございますけれども、至らぬことが多かったと思います。最低賃金につきまして来年度以降も地方最低賃金審議会でご審議いただきますので、今年の経験を生かし、来年度以降、やらせていただきたいと思いますっております。

審議し決定いただきました最低賃金につきましては、何よりも、使用者の方も、また働く方々にもしっかりと周知に至らなければならないと思っています。先ほど少し説明させていただきましたけれども、広報活動が何よりも大切だと思っています。だれもが知っているという状況をしっかりと作っていくのが我々の使命だと思っています。そして、それをしっかりと守っていくということも私どもの使命ということで努めているところでございます。今後とも、最低賃金制度の円滑な運用をしっかりと行っていきたいと思っておりますので、引き続き、皆様方のご支援をよろしくお願いしたいと思います。本年度は誠にありがとうございました。

(事務局)

以上をもちまして、第 7 回新潟県地方最低賃金審査会を閉会とさせていただきます。